

大口町告示第21号

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年大口町告示第87号）の一部を次のように改正する。

第5条中「満たす者」を「満たすもの」に改め、同条第2号次のように改める。

- (2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

第5条第3号を削る。

第8条第1項中「必要な書類」を「次に掲げる書類」に改め、「正副2部を」を削り、同項に次の7号を加える。

- (1) 耐震改修計画書
- (2) 旧基準木造住宅であることを証する書類
- (3) 旧基準木造住宅を所有する者であることを証する書類
- (4) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第3条第2号によるものに限る）
- (5) 次に掲げる書類を備えた耐震補強工事計画書（一段目耐震改修工事については判定値を0.7以上とし、二段目耐震改修工事については判定値を1.0以上とするもの。）
 - ア 案内図及び平面図
 - イ 補強計画図その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名のあるものに限り、かつ、一段目耐震改修工事については、判定値が1.0以上となる総合評価も添付すること。）
- (6) 耐震補強工事見積書（補強工事等を別表1に掲げる区分ごと及びその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める書類

第9条第1項中「掲げる」を「掲げる」に、「必要な書類」を「補助事業の内容

変更が分かる書類」に改め、「正副2部を」を削る。

第14条第1項中「必要な書類」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の5号を加える。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (3) 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるものに限る。）
- (4) 耐震改修工事が耐震補強工事計画書に基づき施工されたことを証する書類（建築士の記名のあるものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める書類

第18条中「掲げる」を「掲げる」に改める。

様式第1中

- 「(1) 耐震改修計画書
- (2) 課税証明書（家屋証明）
 - (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（要綱第3条第3号によるものに限る。）
 - (4) 耐震補強工事計画書

一段目改修時は、判定値を0.7以上とするもの、二段目改修時は、判定値を1.0以上とするもの。

ア 案内図、平面図

イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書

ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合判定 建築士の記名のあるものに限る。

（ウに関しては、一段目改修時に判定値を1.0以上とするものも合わせて提出すること）

- (5) 耐震改修工事費見積書 補強工事等（別表1に定めるものに限る。）とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。
- (6) 前年度の町県民税、固定資産税納税証明書（完納を証するもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

を削る。」

様式第 3 中

- 「(1) 耐震改修変更計画書
(2) 耐震補強工事変更計画書
ア 案内図、平面図
イ 変更補強計画図、その他変更補強方法を示す図書
ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名のあるものに限る。）
(3) 耐震補強工事変更見積書（耐震補強工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名、捺印のあるものに限る。）」

を削る。

様式第 8 中

- 「(1) 工事請負契約書の写し
(2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したのものに限る。）
(3) 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
(4) 耐震改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（建築士の記名のあるものに限る。）」

耐震改修工事完了の確認

上記の大口町木造住宅段階的耐震改修費補助に係る工事は、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認した。

年 月 日

工事完了確認者 ⑩
建築士資格 1 級 2 級 木造
同資格番号 」

を削る。

様式第 1 2 中「様式第 1 2」を「様式第 1 2」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助の対象者)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号をすべて<u>満たすもの</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。</u></p> <p>(交付の申請及び決定)</p>	<p>(補助の対象者)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号をすべて<u>満たす者</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>町民税等の滞納がない者であること。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</u></p> <p>(交付の申請及び決定)</p>
<p>第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書（様式第1）に<u>次に掲げる書類</u>を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>耐震改修計画書</u></p> <p>(2) <u>旧基準木造住宅であることを証する書類</u></p> <p>(3) <u>旧基準木造住宅を所有する者であることを証する書類</u></p> <p>(4) <u>木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第3条第2号によるものに限る）</u></p> <p>(5) <u>次に掲げる書類を備えた耐震補強工事計画書（一段目耐震改修工事については判定値を0.7以上とし、二段目耐震改修工事については判定値を1.0以上とするもの。）</u></p> <p>ア <u>案内図及び平面図</u></p> <p>イ <u>補強計画図その他補強方法を示す図書</u></p> <p>ウ <u>耐震補強後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名のあるもの）に限り、かつ、一段目耐震改修工事につい</u></p>	<p>第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書（様式第1）に<u>必要な書類</u>を添付し、<u>正副2部</u>を町長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>ては、判定値が1.0以上となる総合評価も添付すること。)</p> <p>(6) <u>耐震補強工事見積書（補強工事等を別表1に掲げる区分ごと及びその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める書類</u></p> <p>2 略 (計画の変更承認)</p> <p>第9条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第3）に<u>補助事業の内容変更が分かる書類</u>を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略 (完了実績報告等)</p> <p>第14条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに大口町木造住宅段階的耐震改修工事完了実績報告書（様式第8）に<u>次に掲げる書類</u>を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>工事請負契約書の写し</u></p> <p>(2) <u>工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>耐震改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書類（建築士の記名のあるものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める書類</u></p> <p>2 略 (交付決定の取消し及び補助金の返還)</p>	<p>2 略 (計画の変更承認)</p> <p>第9条 申請者は、次に<u>掲げる</u>各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第3）に<u>必要な書類</u>を添付し、<u>正副2部</u>を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略 (完了実績報告等)</p> <p>第14条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに大口町木造住宅段階的耐震改修工事完了実績報告書（様式第8）に<u>必要な書類</u>を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>2 略 (交付決定の取消し及び補助金の返還)</p>

新	旧
<p>第18条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第12）により、補助金の交付決定を取り消す、又はその返還を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>様式第1（第8条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3（第9条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第8（第14条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第12（第18条関係）</p> <p>【別記】</p>	<p>第18条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第12）により、補助金の交付決定を取り消す、又はその返還を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>様式第1（第8条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3（第9条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第8（第14条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第12（第18条関係）</p> <p>【別記】</p>